

清に通報された「島原の亂」の動靜

松 浦 章

目 次

- 一 緒 言
- 二 朝鮮半島をめぐる國際關係
- (1) 後金・清との關係
- (2) 日本との關係
- 三 清入關前における李朝通報の日本情報
- 四 清に通報された「島原の亂」
- 五 小 結

一、緒 言

一六三七年十二月十七日（寛永十四年十一月一日）平戸商館長のニコラス・クーケバッケルの日記に、
今日當地に報告が來た。有馬領の住人、或いは農民の大部分が叛亂を起し、彼等の頭人と争い、武器を手にし、貴族・市民の家に火をつけ、貴族數人を殺し、残りを城中に追込んだ。^①（下略）

清に通報された「島原の亂」の動靜

とあり、いわゆる「島原の亂」の蜂起當初の狀況を傳えたものである。その後の十二月二十六日（寛永十四年十一月十日）には、

次の報告があつた。有馬のキリシタン達は、心を鬼にして農民に合流し、彼等から好意を持って迎えられた。そしてすべての日本式の寺院に火をつけ、イエスとマリアの像のある新しい教會を建てた。そして彼等の軍隊を幟を立てて導き、この幟には、「我々の勝敗は神への奉仕のためであり、キリシタンと宣教師が流した血に復讐し、我々の宗教のために死ぬのに、丁度よい時に生れた。」と書いてある。そこで浪人中の貴族の合流する數は日々に増し、九千人から一萬人が武器を取っている。彼等は有馬領の海邊にある廢城に行き、ここを補強し始めた。そこで何か異常なことが起り、その時には大流血を見るだろう、と恐れられている。^②
とあるように、農民の蜂起にキリシタン等が合流し、大勢力になつていったことを記している。

これに對し、徳川幕府の實録である『徳川實記』「大猷院殿御實紀」卷三六、寛永十四年十一月九日（一六三七年十二月二十五日）の條には、

松倉長門守勝家所領肥前國島原にて、天主教を奉ずるもの一撥をくはだて、松倉が城下の市井を放火し、有馬といへる所に楯籠りたる旨、豊後府内目付の輩より注進あり。

として、蜂起の當初よりキリシタンの一揆と見ていたのである。

今日、我國の學界においても「島原の亂」を農民一揆と見るか、宗教一揆と見るか大きく見解が分れている。

ところで、この「島原の亂」の動靜が、中國東北部において興起まもない清國に通報されていたことが知られる。その通報の経路は、對馬・朝鮮國を経由したものであり、清も日本の動靜に少なからざる關心を持っていたものと考えられる。

従來、この點に關して、管見の限り逸早く指摘されたのは浦廉一氏であり、對馬より朝鮮國を経て「島原の亂」の狀況が清に通報され、朝鮮國より清に通報された定期的な日本情報の出発とすべきものとして注目された。その後、中村榮孝氏もこの件について指摘されたが、兩氏ともに通報の内容について充分論議されたとは言えない。そこで、本稿では、清に通報された「島原の亂」の情報とはどのような内容で、またどのような性格の情報であったかを明らかにするとともに、一七世紀初頭において、東アジアの國々が複雑な國際關係の中で隣國の動向に對し如何なる關心を持っていたかを考察す

ることにより、十七世紀初頭の東アジアにおける國際關係の一端を明らかにできればと考えるものである。

二、朝鮮半島をめぐる國際關係

上記の問題に入る前に、十七世紀初頭の朝鮮半島をめぐる國際關係について少しく觸れてみたい。

明朝建國の當初より友好關係にあった朝鮮國は、中國東北部に興起した建州女眞族の出現によって、これまでの北邊における對外國に大きな變動を生じさせられることになった。また南邊の日本とは、豊臣秀吉の朝鮮侵略以後、徳川政權が成立し、友好的關係が徐徐に成立し始めたばかりの時期であり、北邊・南邊ともに難問を抱えていたのである。そこで、朝鮮國の對後金・清と對日本との關係を簡単に述べてみたい。

(1) 後金・清との關係

太祖ヌルハチが没しその第八子のホンタイジ即ち太宗が即位の翌年、天聰元年（丁卯、仁祖五、寛永四、一六二七）正月、太宗は阿敏等をして朝鮮に進軍したのであった。その理由は、

朝鮮累世得罪、今明・毛文龍近彼海島、納我叛民、宜兩國之。とあるように、主たるものは、朝鮮が明朝の毛文龍等の勢力に助勢しているとするものであった。この進軍の結果、仁祖李倭は京師を離れ、江華島に渡ることになり、仁祖は後金軍の壓倒的勢力の前に

屈し、和議を求めた。そして、三月には誓約がおこなわれ、和議成、約爲兄弟之國^⑧。

と後金國と朝鮮國は兄弟國となったのである。

しかし朝鮮國は、後金軍の前に屈したものの、明國に對する思慕の念は斷ち難く、しだいに、盟約を疎ましく感じ、ついに仁祖も天聰九年（仁祖十三、一六三五）に、

丁卯年誤與講和、今當決絶^⑨。

と仁祖五年の講和の廢棄を考えるにいたった。

翌十年（仁祖十四、一六三六）四月、太宗は國號を清と改め、崇徳と改元し、同年十一月乙丑冬至（二十五日）に朝鮮への進軍を決定し、十二月一日に、瀋陽に軍を集め朝鮮國へ進軍したのである。

仁祖は南漢山城に立て籠って對抗したが、江華島に逃れていた仁祖の王子等が清軍の前に捕えられ、南漢山城内の仁祖等は形勢の不利を察し、清軍に降った。そして、親征していた太宗は、

勅令去年號、納明所賜誥命册印、質二子、奉大清國正朔^⑩。

と命じ、朝鮮國は完全に明朝との關係を斷たれ、清の下に降ることになったのである^⑪。

この時に清が朝鮮に提示した條項の中には、

日本貿易、聽爾如舊^⑫。

とあり、従來通り朝鮮國は日本との通好關係が許された。

そして、これ以後、朝鮮國は清末に及ぶまで、清朝の朝貢國としての扱いを受けるのである^⑬。

清に通報された「島原の亂」の動靜

(2) 日本との關係

朝鮮國と日本との關係は豊臣秀吉による朝鮮侵略、いわゆる「文祿・慶長の役」によってそれまでの通好關係が斷絶してしまつたため、對馬の宗義智等によって、朝鮮國と日本との通好關係を復活するための交渉が講じられ、慶長九年（萬曆三二、宣祖三七、一六〇四）に朝鮮國から曾惟政、孫文彥とが對馬に派遣され新たな關係が生ずることになった^⑭。

その後、數々の交渉を経て、慶長十四年（萬曆三七、光海君元、一六〇九）に朝鮮國から對馬島主宗義智に對し與えられた「萬曆己酉約條」により、兩國の公式の關係が成立した。その内容は『通文館志』卷五、「約條」に見え、

- 一、島主處歲賜米・豆共一百石事。
- 一、館待有三例、國王使爲一例、島主特送爲一例、對馬島受職人爲一例事。

- 一、國王使出來時、只許上、副船事。
- 一、島主特送三隻、定限此外如有別遣事、則歲遣船順付事。
- 一、島主歲遣船減定二十隻事。（下略）

等々とあり、従前の「正統癸亥約條」（正統八、世宗二五、嘉吉三、一四四三年）、「正徳壬申約條」（正徳七、中宗七、永正九、一五二二年）等と比較し不利な内容であったが、對馬はこの約條により、朝鮮國と通交關係を復活することができたのである。

この「萬曆己酉約條」の内、後論と關係する「館待」について少しく觸れてみたい。館待は日本使節、渡航人の滞在する「倭館」の接待の方式であり、許可を得て朝鮮國に渡った日本人は「倭館」のみにおいて滞在を許された。

その設置の概略は、『通航一覽』卷百二十四に所引の「異本朝鮮物語」によれば、

朝鮮の日本館の儀、秀吉公朝鮮陣以前には、釜山浦、蔚山、熊川以上三箇所には日本館有之、日本人數多入込居申、朝鮮日本の兩國互に心安く申合、賈買等の儀は勿論の事に候。(中略)

朝鮮陣以後は、唯今之通り釜山浦一箇所計に、日本館御座候事とあるように、己酉約條以後は、釜山一箇所のみを設置され、明治初期まで續くのである。^⑭

それ故、彼我の交渉は主にこの釜山の倭館を舞臺にして多く取りおこなわれた。

これまで、日本の對朝鮮への外交交渉は對馬の宗氏が取り行なってきたが、その宗氏の家臣、柳川調興が國書改竄のことを幕府老中に語ったのである。その發端は、時の島主宗義成と家老の柳川調興との不和から生じたものであって、この事件は寛永十年(崇禎六、天聰七、仁祖十一、一六三三)より同十二年に到って解決を見るが、これまで宗氏の獨自の對朝鮮との外交交渉に對し、徳川幕府は宗義成の請によって、對馬の以酹庵に五山から僧を派遣して朝鮮との往復文書を監修させる以酹庵輪番の制を定めたのである。^⑮

この制度は、柳川一件と言われた國書改竄問題の解決を見た寛永十二年(一六三五)の十月に始まる。

『寛政重修諸家譜』卷五百一、宗義成の條に、

〔寛政十二年〕十月臺命により東福寺の寶勝院隣西堂朝鮮通好の文書の事を監修せんがために對馬國に來る。義成これをして以酹庵に住せしむ。これ五山の僧輪番のはじめなり。^⑯

とあり、松浦霞沼の『朝鮮通交大紀』卷七にも、

此時(寛政十二年)公(宗義成)五岳の碩學をして兩國書契を監修せしむるの請有、此年十一月東福寺隣西堂(玉峰光隣)鈞命を奉し、始て我州(對馬)に來れり。^⑰

と記しているように、この寛永十二年より幕末まで間斷なく輪番制が繼承されている。

以上のように、朝鮮と日本との關係は徳川政權成立當初の「鎖國」體制成立の時期にほぼ確立し、その後、多少の修正が見られたものの十九世紀末にまで及んだのであった。

三、清入關前における李朝通報の日本情報

朝鮮國は天聰元年(仁祖五、一六二七)三月の後金との和議以後より清となつて後も毎年數件の通報をしている。

この内、入關以前の後金、清と朝鮮との關係文書は、『朝鮮國王來書簿』、『滿清入關前與高麗交涉史料』、『朝鮮國王來書』^⑱があり、一部分重複するが、『朝鮮國王來書簿』は天聰元年七月分より、崇

(表1) 清入關前における李朝通報の倭情

1638年(崇禎11, 崇徳3, 仁祖16, 寛永15)
「報日本吉伊施端作變及館倭動靜咨」(李朝 3月)……(清 4月14日) (『太宗實録』卷41, 4月17日) A, B 「報日本誅滅施端餘黨咨」(李朝 5月25日)……(清 7月3日) A, B
1639年(崇禎12, 崇徳4, 仁祖17, 寛永16)
朝鮮國王來與兵部咨文(轉報倭情, 李朝 8月13日)及倭書一紙「清 9月9日」(『太宗實録』卷48, 9月11日) B
1642年(崇禎15, 崇徳7, 仁祖20, 寛永19)
「報島倭來請信使緣由咨」(李朝 2月24日) A 朝鮮國王與兵部咨文(倭情, 李朝 3月2日)「清 3月29日」(『太宗實録』卷59, 3月29日) C ○「兵部知會詳閱日本情形咨」(清 4月1日) (『太宗實録』卷60, 4月1日) A
1643年(崇禎16, 崇徳8, 仁祖21, 寛永20)
「因致賀致祭兼察情形發遣信使咨」(李朝 2月1日)・(清 3月1日) (『太宗實録』卷64, 3月1日) A, C ○「兵部知會遣使日本詳察情形咨」(清 3月3日) A 「報信使回還及倭國聞見情形咨」(李朝 12月22日) A

清に通報された「島原の亂」の動靜

(注) A一同文彙考別編卷4 B一朝鮮國王來書簿 C一朝鮮國王來書による。
咨文の内○印は清から朝鮮への咨文である。

徳六年(仁祖十九, 一六四二)十二月分まで收め、『滿清入關前與高麗交渉史料』は崇徳元年五月の文書を一件含むが、同二年正月より同六年八月までの文書を收め、それらは『明清史料』甲編第七、六〇七〜六三六丁に掲載された「清崇徳間與朝鮮往來詔勅章表稿簿」とほぼ一致し、『朝鮮國王來書』は崇徳七年(仁祖二〇、一六四二)正月分より翌八年十二月分までの兩年分を收めている。

この内、清が入關する以前において朝鮮から清へ通報された日本情報について一覽表にしたものが表(1)である。

崇徳三年(一六三八)より同八年(一六四三)まで五年間に七件が知られ、そのほとんどが、朝鮮側の『同文彙考』別編卷四、倭情に見られ、崇徳四年(一六三九)八月十三日付の「朝鮮國王來與兵部咨文」が、『朝鮮國王來書簿』のみに見られる。七件の内前二件が、日本の「島原の亂」に關するもので、他は、朝鮮通信使等に關する内容であって、特に緊急を要するものではない。

清入關後も朝鮮より清へ日本情報の通報が時折なされ、例えば、吳三桂によって引き起こされた三藩の亂に關する情報が、長崎に來航した福建商人が傳えるものとして、長崎から對馬、朝鮮を経て清に通報されたものが知られる。^⑤

四、清に通報された「島原の亂」

朝鮮が「島原の亂」に關して最初に入手した情報は『李朝實録』、『仁祖朝實録』卷三十六、仁祖十六年(崇徳三、寛永十五、一六三

八) 三月丙子(十三日)の條に見える。

東萊府使鄭良弼馳答曰。日本關白家康時、有南蠻人、稱以吉利施端來、在日本、只事祝天、廢絕人事、惡生喜死、惑世誣民、家康捕斬無遺、至是、島原地小村、有數三人、復傳其術、出入閩巷、誑誘村民、遂作亂、殺肥後守、江戸執政等、勦滅之云。とあり、日本にキリスト教が傳えられたが、家康が禁教として、キリスト信徒を彈壓したものの、島原の小村で、これに對し、その信徒が反亂を起し、肥後守を殺したため、江戸幕府は執政をしてこれを勦滅したとするものである。

これに對し、朝鮮側ではこの情報の判斷に苦慮していたことが、次の記事から知られる。

『備邊司謄錄』第五册、仁祖十六年(一六三八)三月二十日の條に、啓曰、日本生變之言、若是眞的、則在我固無患矣。但念此乃倭中應諱之事、而如是顯言於倭譯者何也。臣等反覆思之、恐是出於緩我之計、凡于待變之道、此時尤不容少忽、而諸道閫帥、且聞倭中生變之言、而不存戒心於其間、則未必不正墮計中矣。

とある。備邊司の啓では、日本の生變を聞いたが、假に事實とするならば、つまり日本國內での問題として處理され、類は朝鮮國に及んでこないため心配いらぬ。しかし、日本の生變は當然隠すべきことであるのに朝鮮の通事にわざわざ言うのはどうしてであらうか。おそらく朝鮮國の防備を緩和させるねらいがあるためと推察し、各道の守備を怠ってはいけないことを上言している。

同様の意見は、同書、同日の條にも見える。

啓曰、倭差前後所言、若出眞的、則固無患矣。但其言變幻多端、有難測知。且日本生變、則日本之人所當諱者、今乃顯言隣國之聽、似是渠輩見本國水陸設備之狀、故爲此言、以緩我之備者耳。他國情形、固不可知、而臣等妄意、則如此東萊前後狀啓、並爲謄、送於柳琳處、使之從實言于清將、似爲宜當、敢啓。

とあり、備邊司は、對馬の使者の言うことが事實であれば、朝鮮國にとって問題はないとするものの、その情報の信憑性に對する疑念が棄て切れず、朝鮮國の防備の狀況を探ぐるものと考えていた。そして、東萊府からの狀啓を謄寫して、柳琳の所へ送り、柳琳から清將に口答で傳えてはどうかと上言したのである。

ところで、ここに見える柳琳であるが、『仁祖實錄』仁祖十六年二月辛亥(十七日)の條に、

清國以柳琳有死罪、皇帝特令赦宥、不可不入謝、上命柳琳入往瀋陽。

とあるように、柳琳は二月十七日付をもって瀋陽に行くよう國王から命を受けていたのであった。この年既に、正月に謝恩使の申景植等が、瀋陽へ遣わされていたため、この柳琳の瀋陽行に追加しようとしたものと思われる。

そして、この啓に對する朝鮮國王の指示は、

答曰、如是傳言、似涉歇後、以文書報知如何。とし、傳言では意を盡くさないと考え文書によって清に傳えてはど

うかとしたのである。

さらに、備邊司は、次のように上啓している。

啓曰、以本司草記、倭情傳報清國事。答曰、如是傳言、似涉嫌後、以文書報知如何事傳教矣。此事所係甚重、而言語之間、易有差失、不如文書之詳細備、而臣等未及思之、今承聖教、極爲允當、令承文院、撰出咨文以送、而文書勘定之際、不無日字遲延之患、柳琳、姑留義州、以待咨文之意、別定禁軍、撥上知委宜當、敢啓。

とあり、備邊司では、國王の命に對し、その指示は適切とし、言葉では言い洩れることがあり、文書の詳細には及ばないため、國王の命は最適として、承文院において咨文を作成させ、そのため柳林をしばらく、義州に留めるように上言したのであった。

他方、備邊司は、同日、

啓曰、倭差所言日本國中有内亂云者、情偽有不可測、已令倭譯輩、連續鉤問馳報、而文書遞傳之際、每有遲滯之患、限五月排立馬撥宜當。

と啓して、日本の内亂についてはその正確な情報入手するよう日本譯官に命令し、さらに、五月を限りとして報告するようにしたことが知られる。

そして、翌二十一日には、

以本司草記、答曰、依啓、且此文書、柳林處付送未妥、別定資咨官、給送似可事傳教矣、文書資咨官武臣宣傳官中、可合人。

清に通報された「島原の亂」の動靜

とあり、朝鮮國王は柳林のところに咨文を送るだけでなく、資咨官として武臣の宣傳官の内より適當な人物を選び送り届けさせるように指示したのであった。

清に伝えられた事情とその報告の内容の一端については、『仁祖實錄』卷三十六、仁祖十六年三月甲申（二十一日）の條に、
備局請於柳林之行、移咨清國、傳報倭情。答曰、別定資咨官、以送之。

とあり、備邊司の上述の經過並びに、資咨官をもって清國に報告するようにとの國王の命も記され、さらに、その報告の咨文の一部が、次のようにある。

咨曰、本國與倭交好四十餘年、自平調與構讒以來、便有疑阻之端。丙子四月、通信使任統回還後、京外人心、日益疑懼、上年十二月、倭差平成連、又無端出來、氣色與前頓異、以唐貨不來、隱然爲咎、至於請改流來拜庭之禮、本國於是、不能無疑、差遣巡檢使・巡督、海上防備、又修築漢江以南城池、以爲待變之計、正月以後、規外倭船、托請求鷹・馬、連續往來、顯有探試之狀、今又卒發國中生事之說、而其言前後不同、頭倭・卒倭、所言參差、倭人狡詐、言語變幻、固其常態、至於國中之變、乃其所當諱者、而今乃顯言於隣國者、何也。無乃彼見本國之申飭防備、做出此言、以爲緩我之計耶。既係邊情、不得不具報上國云。

とある内容が清に通報されたのである。

この咨文は、同年の四月十四日に瀋陽に齎されている。そのこと

は、瀋陽において清のもとで質子にあった朝鮮國王の世子の日記である『瀋陽日記』戊寅（仁祖十六、崇徳三、一六三八年）四月十四日の條に、

世子在瀋陽館所、倭情資咨、宣傳官柳時成入來。^⑧

とあり、日本情報に記された咨文が、宣傳官柳時成によって齎されたことが知られる。

さらに、『朝鮮國王來書簿』の崇徳三年四月十四日の條に、その咨文が全文記載されている。

朝鮮國王李倬、差傳マツ宣官柳時成齎到兵部咨文一角。因在本院譯奏。故記之。

と書き出され、つづいて、

朝鮮國王、爲傳報倭情事、議政府狀啓、本年三月十三日、據東來府使鄭良弼申稱、本月初六日、接得譯官洪喜男等手本、卑職等、逐日就館、鈞問日本事情、則留館常倭等言說、自正月流氓横行於肥前・肥後等州、斬殺守城・代官、屯聚其城、而徒衆不多、何足關也。

とある。朝鮮國王が日本情報を伝えるために報告するものであるとして、議政府の狀啓によると、本年三月十三日に東萊府使の鄭良弼が申稱してきたものによれば、三月六日に、譯官洪喜男等の手本によって知り得た日本情報であることが知られる。洪喜男等は逐日、倭館において日本事情を聞き出していたところ、倭館滞留中の日本人等が、本年の正月より流氓が肥前・肥後等地で横行し、守城や代

官を斬殺し、その城に屯聚しているが、その仲間は多くなく、何ら心配いらぬとするものであった。そこで、洪喜男等は、

卑職等、慮有隱諱實情、使小通事金應守等、更加詳探、則所答一様。

とあるように、何か隠されている実情があるものと考え、小通事金應守等をして、さらに調べさせたが、得られた情報は同様であったのである。

この譯官洪喜男とは、『通文館志』卷七、人物の條に、

洪喜男、字子悅、南陽人、性勤幹、善於辭令、壬辰以來、倭情巨測、凡有難處、必遣之。

とあるように、勤勉で才幹があり、壬辰年（宣祖二十五、萬曆二十、文祿元、一五九二）以來、日本事情に不測のことがあれば必ず彼が遣されていたのである。この時、壬辰年より既に四十七年も経ていたから、彼は高齢でしかも老練な通事であり、日本側からすれば手強い人物であったと思われる。

常住の日本人からは何らの手掛りを得られなかった洪喜男等は次に別の手掛りを求めた。それについて、『朝鮮國王來書簿』には、

卑職等、因往頭倭平成連處。

とあり、洪喜男等は對馬から遣わされている倭館の館守である平成連の所へ行つたのである。平成連とは内野權兵衛のことで、『通航一覽』卷百二十五に引く「韓錄」に、

寬永十四年丁丑、初置館守、以内野權兵衛任之也。從此館中齊

整、法令有主、善隣之應對亦有攸歸也。^②

とあるように、寛永十四年（仁祖十五、崇徳二、一六三七）つまり、この前年に初めて館守として派遣されていた。これ以後、日朝の應對が滑らかになったとされる人物である。その初代の館守が平成連、内野権兵衛であった。

内野権兵衛の館守としての派遣について、對馬宗家の「日日記」寛永十四年八月二十日條に彼が「朝鮮ヲさえ」として任命されたことが知られるから、この時が館守任命の始まりである。

内野権兵衛の人物像について、兩森芳州の編集になる『天龍院公實錄』上、明曆三年（順治十四、孝宗八、一六五七）の十二月の條に見える。

〔内野〕権兵衛名成連、爲人廉慤、初釜山館未有主管之人、丁丑寛永十四年、初置館守、以權兵衛爲之、彼國接待、以副特送使例、權兵衛辭之曰、吾奉州命、來掌館政、虞餽非所願也。欲以第一船例、又不肯色吏等委頓而去、竟不受、既而違職還州、彼國順付歸船以送、乃命而受之。^③

とあり、内野は公正で實直な人物であったとされ、釜山の館守に派遣され、それを朝鮮側では對馬藩主からの直轄船として扱ったところ、彼はその扱いを辭退し、一段下の歳遣第一船の扱いとして、朝鮮側の優遇を辭退したとある。

しかし、朝鮮側では彼の行動に對し危惧の念をいだいていた。それは、『仁祖實錄』卷三十八、仁祖十七年（寛永十六、一六三九）三

月戊寅（二十一日）の條に、

倭使平成連、久留館中、卿其驗察事情。^④

とあり、また、同書、同年四月辛卯（四日）の條に、

平成連、留三年不歸、必有探我之事、我國尙測知其情、可謂有人乎、卿其密察以聞。^⑤

と、仁祖が統制使柳琳（戊寅條）及び慶尙道監司李命雄の辭朝に平成連・内野権兵衛の行動を監視するよう指示しているからである。

洪喜男はこの内野権兵衛から日本事情を聞き出した。『朝鮮國王來書簿』にはつづいて、

從容說話、問及前事、則成連笑而答說此言、有所由、吾詳陳之、當初南變之人、稱以吉伊施端者來、在日本、專事祝天、廢棄世事、惡生喜死、誣惑人心、大小官民等、皆惑其術、處處橫行。家康得國之後、分付各州、曰此徒終不禁斷、則是乃亂民之本、逐一捕捉、無遺斬殺去後、肥前・肥後之界、島原地方、有一小村、自今年正月、其中數參人、首倡稱以吉伊施端、出入閭巷、肥後城守・代官、要行禁斷、被本賊等不意擊殺、叫聚其村民數百、作賊設計、肥前守城將、卽令圍籬其村、掘壕數丈、使不得出入、以爲餓死之地云云。如是答說、所謂吉伊施端、乃渠國俗語等情とあり、洪喜男等が平成連、内野権兵衛より聴取したところ、南蠻人によつて齎されたキリスト教が、日本の各地に擴がり、民衆のみならず武士層にもその支持を得ていたため、徳川家康が日本を統一した後は、この宗徒を禁制しなければ反亂の基となるとして禁壓し

た。肥前・肥後の境にある島原の一小村において、本年正月、キリスト教の宗徒等が、各村里を廻り布教していたため、肥後の城守・代官がこれを禁制したところ、逆にその宗徒等によって撃殺され、その信徒等が反亂を起したのであった。このため、肥前から鎮壓軍が遣わされ、その村里を取り囲み隔離して、壕を作って彼等を入出入りさせないようにし、兵糧攻めにしたという情報を入手したのであった。

これが三月六日までに東萊府が洪喜男より得た情報である。その後のことは、同書に、

續於本月十一日、接得洪喜男等手本、昨日聞、差倭出來、探問事情、於留館倭人等處、答說國中島原之民賊三十餘萬、其勢甚盛、莫能抵當、自江戸、以執政松平伊豆守、爲總督、筑前守爲副、細川越中守爲次、薩摩守又爲其次、軍數總八十餘萬。相持未決間、薩摩守怒曰、如此之賊、吾可獨當除之、而吾反爲第三將、何面目、奉命討賊乎。率其船三百餘艘、還向本島之後、伊豆守以下等諸將、再三相戰、未決勝負、至二月二十一日、賊兵出城、突擊伊豆之軍、死亡太半、乃於同月二十七日、以肥前守、爲先鋒、一時進兵、陷城大捷、勦滅無遺云云。

とある。三月十日に對馬から倭館に差倭が來たとあるが、對馬宗家の「日日記」寛永十五年（崇徳三、仁祖十六、一六三八）三月二日條に、對馬の鰐浦より第一船が出船し、その際、古川内藏助が遣わされているから、差倭とは古川内藏助であり、彼は「島原落着」の

件を傳えたことが、對馬資料から知られるのである。

洪喜男等がこの差倭即ち古川内藏助より入手した情報では、島原の反徒は三十餘萬の勢力になっており、對處するのが困難として、江戸から老中松平伊豆守信綱が派遣され、筑前守、細川越中守、薩摩守等がそれに次ぎ、幕府軍は八十餘萬に達したが平定できず、その間に薩摩守が第三將であることを怒り、歸國したとある。その後松平伊豆守等の諸將が數度攻撃したものの、勝負はつかず、二月二十一日になり、突然城に立て籠っていた宗徒等が城を出て幕府軍を攻撃してきたため太半が死亡し、二月二十七日に、肥前守が先鋒として一舉に反徒を攻め勦滅したとの情報であった。

これを得た洪喜男は、同書によると、

聽此、即往平成連處、反覆詳問、則答說前日來問之時、諱不直言者、別無他情、係是我國兵家之事、略陳梗概、目下差倭之來、有此喜報。

とあり、早速、洪喜男は館守内野權兵衛の所へ行き問い質した。内野は、前に洪喜男から質問された時にあえて直言しなかったのは、この事件は全て日本國內の問題であったため大略を述べたに過ぎず、今回來た使者から、島原の亂平定の報を得たと述べたのである。

そしてさらに、内野權兵衛の述べたその詳細について、同書に、
島原之賊、精銳勇健、無與爲比、故自江戸、以執政松平伊豆守・細川越中守、爲大將、筑前守・肥前守・薩摩守等爲次將、二月二十七日、攻陷其城、勦滅無遺。此書即奉行右馬助等、抵

俺書也。即將其書出示、該寫二月二十七日、松平伊豆守等、領大兵、進迫賊城、無遺勦滅、爲國多幸、館中之人、必欲聞知、故委通云云等情、具申。

とあり、島原の亂が二月二十七日に平定されたため、對馬家老の古川右馬助等が館守内野權兵衛のもとに、その仔細を記した文書を齎させた。これは、先に觸れた古川内藏助の來航時のものである。内野はその書を洪喜男に示している。それには二月二十七日、松平伊豆守等が島原の反徒を平定したことは國の多幸等々のことが書かれ、倭館在留中の人もその委細を知りたいためとするものであった。以上のことを洪喜男より得た東萊府は政朝に具申ししたのである。

ところで、ここで少しく朝鮮側が入手した「島原の亂」の經過を日本側資料と比較檢當してみたい。

まず、この亂が起つたのを「正月」としているが、前年の寛永十四年十月二十五日のことであり、江戸に達したのは十一月九日であった^④。そして、「守城・代官」を斬殺する^⑤とあるが、代官を殺し、宗徒等は十一月十八日には、天草大矢野の庄屋、益田甚兵の子四郎を首領とし、十二月初には島原半島南端の口之津の原城跡に立て籠り、修築し城郭を堅固にかためた^⑥。

他方幕府は、十一月二十七日には、

天草の逆徒征討の御使を、松平伊豆守信綱、戸田左門氏鏝に命ぜらる^⑦。

とあるように、老中の松平信綱に征討使として派遣を命じ、彼は十

二月三日に江戸を出發した^⑧。

その他、「筑前守」、「細川越中守」、「薩摩守」の三名の動向であるが、「筑前守」は福岡城主黒田忠之のことで、彼は二代將軍徳川秀忠より慶長十八年（一六一三）正月に松平の姓を賜わり、當時松平右衛門佐忠之と『徳川實紀』に記されている。「細川越中守」とは肥後熊本城主細川忠利であり、彼の子光尙は、父忠利の命により島原に出陣していた^⑨。

『大猷院殿御實紀』卷三十六、寛永十四年十一月十四日條に、幕府は、

細川越中守忠利、松平右衛門佐忠之、木下右衛門大夫延俊、稻葉民部少輔一通、中川内膳正久盛、有馬左衛門佐直純、立花飛騨守宗茂、鍋島信濃守勝茂、有馬玄蕃頭豊氏、五島淡路守盛利を召て、近日鎮西耶蘇宗の徒蜂起すれば、各子弟のうちを所領につかはし、封内を嚴に成敗せしむべき旨仰出さる^⑩。

とあるように、九州の諸大名の各子弟等に領國の鎮定を命じたのであり、細川、黒田兩大名もその中に見える。

黒田忠之自身のこととは、

〔寛永十四年〕十二月廿七日、さきに松倉長門守勝家が所領肥前國島原にをいて耶蘇の徒蜂起するにより、從卒あまたをつかはして長崎口を守る。このとき御目付石谷十藏貞清が催促により、家臣等をして島原にいたり加勢たらしむ。〔寛永〕十五年正月十二日、賊徒等肥前國有馬の古城に楯籠り、こといまだ鎮

らざるにより暇たまはりてかの地にいたり。^④

とある。『大猷院殿御實紀』卷三十七、寛永十五年正月十二日の條によれば、この日に、先にこの亂の追討使に任せられ原城攻撃の先陣にいた板倉重昌が正月元日に戦死した報が幕府に達し^⑤、その他の幕府側指揮者の被傷者も多いため、細川越中守忠利、松平右衛門佐忠之等が暇を請い、將軍家光より許され^⑥、彼等が島原の戦地に着陣したのは正月二十六日のことであつた。^⑦このため朝鮮國の通報に見える「筑前守」、「細川越中守」兩名が島原へ出陣指揮した時期は、寛永十五年の正月末より反亂平定の二月末までと考へる必要がある。彼等の出陣から、反亂が正月に起つたと見られたのであろう。

さらに、「薩摩守」の動向であるが、この時は島津光久であり彼は十六歳で、父の家久が薩摩國鹿兒島城主として實權を握つていたのである。^⑧しかし、家久は寛永十三年に、

家久封國にありて病にかかる。^⑨

とあるように寛永十三年より病床にあつて、領國鹿兒島に居り、翌年十月には家光が見舞いと、薩摩へ書院番新庄右近直綱を使わしている。^⑩彼は病氣愈ず、同十五年二月二十三日に卒したのであつて、島原の亂の、平定された報に接すること無くこの世を去つたのである。

以上のように、薩摩守とは島津光久である。彼は、

寛永十五年戊寅正月十三日、長子光久應召登營、阿部豊後守忠

秋述台命曰、光久當速歸國、看父家久之病、且合力于信綱、擊有馬

之凶徒云々、光久奉嚴命、即日發江戸、二月十四日到著有馬、而逢信綱述御旨、信綱曰、聞家久之疾重、早歸國而侍病床保養之可也、強之再三、依之、光久發有馬、同十六日之夜到著于麿府。^⑪とあるように、江戸で幕命を正月十三日に受け、二月十四日、島原に赴むいたが、父家久の危篤を知つていた松平信綱により歸國を許され、光久は二月十六日の夜、鹿兒島に歸つたことが知られる。

このことが先に見られるように薩摩守が軍を引き上げた理由への風聞として對馬に傳えられていたのではあるまいか。

二月二十七日「肥前守爲先峰」として原城に攻め入つたとあるのは、同日、長崎奉行の榊原職直父子が攻め入りの期日である二十八日の前日に先驅けとして攻撃し、負けじと佐賀城主の鍋島勝茂も軍を引き連れ攻撃した^⑫ことを指すのであろう。結果的にはこの攻撃に續いて翌日二十八日、反亂が平定されたため、對馬情報では二月二十七日に亂が平定されたものと考えられる。

島原の亂に關する報告は終り、ついで朝鮮側の最近の日本情勢に關する分析が述べられている。『朝鮮國王來書簿』の同咨文に、

據此、臣等竊詳、本國與倭、通好四十餘年、自平調興構讒以來、便疑阻之端、丙子年四月、通信使任統等回還後、京外人心、日益疑懼。

とある。日本との關係は良好であつたが、平調興即ち柳川調興、先に述べた國書改竄が露見して以來、朝鮮側は日本とりわけ對馬に不信の念を持ち、さらに寛永十三年（丙子、仁祖十四、崇徳元、一六

(表2) 「島原の亂」の經過

寛永14年10月25日 (崇徳2年10月24日) (1637年)	肥前島原城主松倉勝家の封内に切支丹宗徒、蜂起し、代官を殺し、社寺を焼く。 (松倉勝家江戸に在り)
29日	肥前天草の切支丹宗徒、肥前島原の一揆に呼應して蜂起す。
11月6日 (11月5日)	肥前島原、肥後天草の騒亂の報、大坂に達す。
8日	一揆の徒等、肥前島原山に據り、益田甚兵衛の子四郎(時貞)を首領と爲し、誓約す。
11日	幕府、肥前島原の騒亂により、豊前小倉城主小笠原忠信等に歸國を命じ、島原の状況を視察せしむ。
18日	一揆の首領益田四郎の肥後天草富岡城を陥れ、肥前長崎に來らんとするの流言あり。
19日	一揆來たり攻む、城兵(富岡城)撃ちて之を卻く。
12月3日 (12月3日)	一揆の首領益田四郎、肥前高來郡口之津の南の原城址を修築して之に據る。
10日	三河深溝邑主板倉重昌、諸軍を督して、肥前原城址に據る一揆を攻む、克たず。
20日	板倉重昌原城址を攻めるも、死傷多きにより兵を收む。
寛永15年1月1日 (崇徳3年1月1日) (1638年)	板倉重昌、原城址を攻む(重昌戦死す)。諸軍、將士の死傷頗る多く、遂に敗退す。
8日	薩摩鹿兒島城主島津家久に、肥後天草の守備を命ず。(2月23日家久薨す)
9日	松平信綱、平戸港來泊の和蘭船艦を徴して、原城址を砲撃せしむ、尋で之を止む。
2月1日	松平信綱、益田甚兵衛の家族の書状を持ちて原城址に入らしめ、其過を諭さしむ。
21日	筑前福岡城主黒田忠之等原城址の一揆を迎撃して、之を破る。一揆の兵、城址内に退く。
27日	長崎奉行榊原職直父子、鍋島勝茂期日(28日)を待たず原城を攻む。
28日	原城址陥落し、一揆の首領益田四郎を討取る。松平信綱、捷を江戸に報ず。

(注) 「史料綜覽」卷17, 江戸時代之4により作成。

三六)に通信使が日本渡航し、歸國して以後は日本に對する不信の念が益々強くなったとしている。

ついで、同咨文は最近のこととして、

上年十二月、倭差平成連、又無端出來、氣色與前頓異、以唐貨不來、隱然爲咎、至於請改流來拜庭之禮。

とあり、寛永十四年(仁祖十五、崇徳二、一六三七)十二月に突然、對馬から平成連、内野權兵禍が來て、朝鮮側に尊大な態度を示し中國の貨物が入って來ないことに不満を示したとある。

内野權兵衛が突然來たというのは、彼が館守として對馬宗氏より派遣されたのであるが、朝鮮側では、『仁祖實錄』卷三十五、仁祖十五年(寛永十四、崇徳二、一六三七)十二月庚戌(十六日)の條に、

對馬島聞我國被兵、送平成連于東萊、持書契、欲上京、不許^⑧。

とあるように、朝鮮が清により兵禍を受けたことを知った對馬から平成連が遣わされ、京城に上りたいことを希望したが許されなかつたとしているように、朝鮮側としては平成連の來航は招かざる客であつたのであり、先に觸れたように、その彼が三年も滯留することになつたので、さらに疑惑の眼で見られていた。

この平成連來航時に齎した「書契」に、中國の貨物が入つてこないことも書かれていたと思われる。

それは、『仁祖實錄』卷三十六、仁祖十六年(寛永十五、崇徳三、一六三八)正月丙戌(二十二日)の條に、

差倭平成連來、以七條事言之、一曰、交易物貨、不如舊、唐路不通而然耶、因北狄之難耶^⑨。

とあるように、七個條に分ちて對馬側から言及した冒頭に、中國からの物資が入入されて來ないのは、朝鮮が清の傘下に入ったためかと、朝鮮側にとって手厳しい質問をしたことを指すのであろう。

對馬からすれば、朝鮮を通じて明の物資が對馬に流入していたのが、清の朝鮮北邊への進出によつて、中國本土の物資が流入してこないことへの苦言であつたのであり、このことは他方、朝鮮側でも充分認識されている。それは『備邊司謄錄』仁祖十六年正月三十日の條に、戸曹の啓辭として、

自唐貨不來之後、倭館買賣之人斷絕、倭人之失利落莫極矣。我國、無他所產、只有人蔘^⑩。

とあるように、明からの中國物資が入らなくなったため倭館への渡航人も激減し、朝鮮側としては人蔘を除いて日本側に輸出する物が無いとまで言われる状態になつていた。

以上のような経過を踏まえ、『朝鮮國王來書簿』の同咨文では、

本國於是、不能無疑、差遣巡檢使・巡密、海上防備、又修築漢水以南各處城池、以爲待變之計、乃於正月以後、規外倭船、托稱求鷹、求馬、連續往來、顯有探試之狀、今又卒發倭中生變之說、而其言、前後不同、頭倭與卒倭所傳、又每每參差、倭人狡詐、言語變幻、固其常態、至國中之變、乃渠等所當隱諱者、而今乃顯言於隣國之聽者、何也。使其言萬一進近、則其勢不暇及

我誠幸矣、但其言之不可信者、如前所陳、無乃彼見本國申飭防備、知我已覺其情、故爲做出此言、以爲緩我之計者耶。其間情跡、委屬可疑、既係邊情、不得不具報上國、合無另行咨報等因、具啓據此、合就行、即將前項倭情另具一、專差宣傳官柳時成、賚持前去、報知一面、移文東萊守臣、再加探問、得其實狀、續即馳啓以憑、更爲咨報外、爲此合行移咨、請照驗施行、須至咨者。

右 咨兵部。

とあり、日本の態度に疑惑を懷いた朝鮮國は防備體制を調えた。すると正月以後、約條外の船が來航し、鷹や馬を求める體で朝鮮國を偵察する風に見られ、今回、日本で反亂が起つたという風説は諸説異なり、倭館に滞在する館守と館人とは言うところも相違し、國內の反亂は當然隠すべきところを、隣國に吹聴するのは、何か目的があつてするのではあるまいか。假に朝鮮國に對し軍を進めることにでもなれば大變であり、そのための敵情視察と考え、このようなことを言つたのではあるまいかと、邊情問題ではあるが清國に報告したのであつた。さらに實情を得たならば續いて報告するとしたのであつた。

この咨文が清に達したのは、先に觸れたように崇徳三年四月十四日のことである。朝鮮側も慌ていたと見え、咨文には年月日を記していない。後に編纂された『同文彙考別編』卷四では、この咨文に「崇徳三年三月 日」と記されている。

朝鮮國からの島原の亂に關する咨文を受け取つた清側では『太宗

清に通報された「島原の亂」の動靜

文皇帝實錄』卷四十一、崇徳三年四月庚戌（十七日）の條に、

李侂家長劉士誠、來報倭國內亂等事。

と記し、柳時成を劉士誠と誤っているが、「倭國內亂」と島原の亂の事を明確に記している。

その後、しばらく清に續報が無つたため、英俄爾岱^②（Inggridai）より詰問が瀋陽の館所にいる朝鮮國王の世子のもとに達している。

英俄爾岱は朝鮮側では龍骨大^③（Lungguda）と記している。

『瀋陽狀啓』戊寅年五月十八日條に、

即刻龍骨大、使鄭命壽傳言於臣等曰。（中略）且曰、日本之事、亦如何云耶。緩急之間、連續更通事、前已言之、而厥後、何無聲息耶云爲白臥乎所、前日、以日本事、咨文之後、久無更通之舉、故致疑來問、爲白去等、南方邊報、似當隨所聞、更爲咨知是白置、令廟堂急速量處爲白只爲、詮次善啓云云。

とあり、英俄爾岱は鄭命壽に傳言させて、日本の事はどうなっているのか。危急の事件を續報すると以前に言っていたのに、その後何の報告も無いではないかと詰問してきたのであつた。四月十四日の咨文以後、本國からの報告がないのを瀋陽の世子等に詰つたのであつた。

英俄爾岱が、この五月十八日に、詰問して來たのには理由があつた。前日十七日、本國から宣傳官李慶彬が瀋陽に到着したが、何らの日本情報も齎されなかつたからである。

ところで、この英俄爾岱（龍骨大）は朝鮮側からどのように見ら

れていたかは、『承政院日記』第六五冊、崇禎十一年（仁祖十六、崇德三、一六三九）五月十八日條に、南以雄が四月二十一日に瀋陽より歸國して、仁祖に答えているのによれば、

上曰、皇帝之信任者、誰耶。

南以雄曰、龍・馬兩將、蓋皇帝信任之人、而諸臣亦無出其右者矣。

上曰、漢人中、有信任者耶。

南以雄曰、文書次知者、有范文程稱名人、而又有二、三解文之人、亦見收用矣。然有雄望大略者、蓋未之聞也。

とある。太宗皇太極が信任するものとして龍骨大、馬夫大(Matfuda) 馬福塔(Matuta)をあげ、この兩名の右に出る者は無く、漢人では范文程が最も信任されていたことが知られる。

他方、朝鮮本國では、前咨文に繼ぐべき日本情報の収集に苦慮していた。

その後、さらに収集した情報をもとに、島原の亂平定の咨文が清に送られたのである。

五月二十五日の日付を以て送られた咨文は、『朝鮮國王來書簿』崇德三年七月初三日の條に見える。『瀋陽日記』では、戊寅七月初二日の條に、

世子在瀋陽館所、陳奏使洪饗、書狀官金重鑑入來。

とあり、咨文を送り届けた陳奏使が瀋陽に到ったのは七月二日のことであった。

『朝鮮國王來書簿』には、冒頭に、

朝鮮國王差陪臣議政府左贊成洪饗奏兵部咨一角。

とある。つづいて咨文の内容が記されている。

朝鮮國王、爲申報倭情事、議政府狀啓、本年三月十三日以前、日本事情、已經咨報皇朝。

とあり、朝鮮から清に前回、日本事情を報告した續報とし、ついで、續據三月二十三日東萊府使鄭良弼申稱、本月十五日、備邊司移文内、倭人前後、所言既不同、而平成連與卒倭之言、每每參差、其意有不可測、而虛實間、既聞滅賊之言、則差人島中、以致賀意禮、所當然、而亦可因此、得其實狀、先令洪喜男等、將此送人、一欵言、於館倭以觀其所答、據此、譯官洪喜男等、就差倭平成連處、從容說話、仍謂曰島原之賊、聞已平定、交隣之道、當送人、致賀島主。平成連答曰、貴國厚意、誠爲感激、但此事、不至大段、且關白三代、繼諸、國泰民安、不意無賴之徒、結黨作變、關白深以爲耻、而俺以交隣之間、凡事不可相諱、故私以所聞言及而已。貴國今若送人島主、則關白聞之、必問此言、從何傳播隣國云爾、則俺必得罪矣。洪喜男等仍問、島原賊魁、誰也。答曰、聞有四郎、稱名者、爲其魁首、年纔十六歲、有神術、能變幼、或作老態、或作青年、使其軍卒、不辨面目、戰敗之日、不知存亡。喜男又問、薩摩守、不肯交戰者、何也。答曰、圍城時、薩摩守、私以酒食遺賊、諸將怪問其故。薩摩守曰、此賊果月飢困、給其酒食、使之養氣、然後交鋒、以決勝負可也、且小

賊不必煩大軍、使我獨當足辦此事、而乃以吾、爲第三將、豈不
愧於後世乎。終不肯戰云。喜男又問、薩摩守、不從關白之令、
將何以待之。答曰、關白必能善爲鎮定、不使生梗、但俺之所聞、
皆出往來傳説、須待後船之來、可得其詳。

とある。三月二十三日の東萊府使鄭良弼の申稱によると、三月十五
日、備邊司より、日本人の言説に大きな差があり、實情を把握し難
いため、賊が滅ぼされたことを理由に對馬島主にお祝いを申すとの
口實で、對馬に渡つて實情を調べてみてはどうか。まずその前に譯
官の洪喜男を倭館に行かせ、空言により、彼等の返答の様子を観察
してはどうかとの指示がなされ、早速この指示に従い、洪喜男等が
平成連（内野權兵衛）の所へ行き、落ちついた様子で話し、島原の
亂が既に平定されたことを聞いたため、人を對馬に遣わして、島主
にお祝いを述べたい旨を申し出た。すると平成連は、朝鮮國の厚情
に感謝するとしたものの、この事は重大な事件ではない。それも將
軍にとって耻とすべきことであるが、朝鮮國と交隣關係にあるため
平成連が聞き知ったことを述べたまでのことである。朝鮮國が對馬
に使者を送るようなことが將軍の耳に達したなら、何故このような
ことを朝鮮國に傳えたのかとして、平成連自身が罪を得るであらう
とした。

さらに、洪喜男は、島原の亂の首領は誰れであるかを問うたとこ
ろ、平成連は、四郎と言う十六歳の者で、神術を使い、姿を變え、
老人や青年に化けるため、その配下の者でも本當の顔を知らず、平

定の日も、その行方が不明であつたと答えた。

また洪喜男は、薩摩守が平定に加わらなかつた理由を問うたとこ
ろ、平成連が答えた内容は、薩摩守が城を包圍している時に、籠城
兵に酒食を贈つたため、幕府軍の諸將がその理由を問い質すと、飢
困の兵に力をつけさせて後、正堂堂と戦うべきであり、これくら
いの相手は薩摩一軍で充分に相手にでき、取るにたりないにもか
わらず、薩摩守を第三將としたのは後世に愧を残すだけであるから
と交戦しなかつたのであつた。洪喜男はそれでは將軍の命に従がわ
ない薩摩守はどのように處置されるのかを問うたところ、平成連は、
將軍はうまく處置され問題を後に残すことは無いとし、さらにこれ
らは平成連が聞いた世間の風聞であり、對馬から来る船によって詳
細を得られるであらうとする配慮を忘れていない。

以上が、洪喜男等が倭館において三月十五日までに得た島原の亂
に關する情報であるが、前回とは違つて、新たに「四郎」即ち益田
四郎時貞、いわゆる天草四郎の話が加わつたことである。ここで、
四郎についての人物像と、この倭館で平成連から朝鮮の譯官等に話
された内容とを比較してみたい。

天草四郎について『大猷院殿御實紀』卷三十六、寛永十四年十一
月九日條に引く「肥前島原記」に、

天草大矢野の床屋益田甚兵衛が子四郎といへる十六歳の童子、
學ばずして字をかき書をよむ事衆にこえ、しかのみならず鳩を
掌上に居て、掌中にて卵を生せ、その卵の内より天主の經文を

いだし、あるは竹にとどまりし雀を枝ながら折て人に見せ、其身海上をかちわたりす。これぞしやび多る〔フランシスコ・ザビエル〕がいへる天より降せし神童なり。

とあり、四郎が十六歳で多くの神術を行なうこと、そして「かの四郎といへる奇童を惣大將にせんとたのみければ」と四郎が首領となつたことは確しかであり、彼がどのような顔立ちの人であつたかは、宗徒や一揆に加わつた人々以外にはわからなかつたのであろう。

さらに、「戦敗之日、不知存亡」とあるのは、亂平定の日、天草四郎の首を取つたが確認できなかったとも言われ、またその首は一部では行方不明と記している資料もあることから、當時、對馬が知り得た情報でも、天草四郎は行方不明と見られていたものと考えられる。

ついで三月二十五日の新たな情報が入手されている。同咨文に、又接本月二十五日東萊府使鄭良弼申稱、譯官洪喜男等手本内、昨日特送船出來、俺就館所、與正官從容對話、仍問日本消息、及島原賊變虛實、正官答曰、國中別無他事。但關白自上年春、病勢彌留、久廢坐堂、失職・無賴之徒、乘關白未寧、與吉伊施端餘黨、屯聚作亂、關白令松平伊豆守等、進薄賊城、二月二十七日、無遺勦滅、斬首三萬七千餘級、而關白之病、今則已得快差云。又問、薩摩不守肯交戰之由、則其所答、與前日平成連之言、大同小異云。

とある。東萊府使の三月二十五日付の申稱によれば、對馬より三月

二十四日に、特送船によつて正官が倭館に來たため、洪喜男等が正官と從容と對談し日本の事情や島原の亂の實情を問うた。すると正官は、日本は別情無く、將軍家光は去年の春より病氣が長びき重く、政廳に出席しないでいたため、「失職」の者や無賴の者達が、將軍の病に付け込み、キリスト教宗徒等と反亂を起したため、將軍は松平伊豆守信綱等をして、反徒の籠城を討たせ、二月二十七日、全滅させ斬首者三萬七千人を數えたのである。將軍の病氣は現在快復に向かつているという。さらに薩摩守が交戦しなかつた理由を問うたが、先に平成連の答えたところと大同小異であつたという報告であつた。

正官が三月に倭館に來たことについては、『邊例集要』卷十七、雜條に、

戊寅三月、歲遣倭來言、關白久病、今已快差、而島原賊大舉兵來侵、關白遣將討平云云事。

とあり、咨文中の正官の言として答えている内容と一致している。三月に歲遣として對馬より倭館に正官が遣わされたことは確しかである。それでは正官が誰であるかは、朝鮮側の資料では明らかでない。ソウルの大韓民國國史編纂委員會に所藏されている舊宗家の『本邦朝鮮往復書』により、寛永十五年の歲遣船により内野半左衛門が遣わされていることが知られる。さらにまた、對馬宗家の「日記」寛永十五年三月十四日條に、特送船第一船として内野半左衛門・野田庄助等の出船のことが見えるから、正官は内野半左衛門で

あったことは確しかである。

將軍家光の病氣の件であるが、家光は寛永十四年正月下旬より五月中旬頃まで病床にあり、七月には侍讀の林羅山等に醫書より醫方を抄録するよう命じている。彼が病後初めて西國の諸大名を招見したのは十二月二十日のことであつたから、宗家を初め九州の諸大名から、家光の病氣は一年近いものと見られていたと思われる。

正官内野半左衛門が、家光の病氣がちに付け込んだ「失職」や無頼の徒がキリスト教宗徒と反亂を起したとして、加わつていたから、島原の亂には確かに宗徒とは別に複数の率人が加わつていたから、咨文で「失職」とあるのはこの率人を指すと思われ、その點も明確に知られてゐることがわかる。

島原の亂は二月二十七日から二十八日にかけての幕府軍の攻撃で平定されたのであるが(表2参照)、咨文で二十七日とあることから一般には、二十七日に平定されたと思われていたと考えられる。

そして、同咨文では第三回目の入手情報について記されている。

又接四月十一日鄭良弼申稱、本月初一日、備邊司移文内、正官所言、關白經年抱病、今已快差等語、又係新語、其間虛實、有不可知、但正官之言、非如平成連輩、私自竊言之比、宜令洪喜男言於正官、及平成連等、曰關白久病得差、島原之賊、即就誅滅、此乃日本之大慶、不可不差人致賀云云、更觀其所答速。即馳啓據此、卑職令洪喜男、說與正官及平成連等、一如備邊司移文之意、則答曰、關白久廢坐堂、及聞島原之變、乃曰吾欲探試

清に通報された「島原の亂」の動靜

下情、故爲托病、而今果有此變、此乃吾之不徳也、即爲命將討滅、以此思之、前日關白之病、非實病也、特欲試群情耳。且此事實非島主使俺、轉通貴國之事也、初綠貴國微聞卒倭所言、再三強問、故相厚之間、不得不言、至于差人致賀、則決不可爲也云云。

とある。四月十一日の鄭良弼からの申稱では、四月一日に備邊司の指示では正官から聞いた將軍の病氣の件は新事實であるが實情は不明である。しかし、正官の言は館守平成連等の言より信憑性がある。そこで洪喜男をして、正官と平成連に將軍の病氣完治、島原の亂平定を祝い、致賀のため人を遣わしたいと言わせ、彼等の返答の様子を確かめよとの指示であつた。

これに對し、東萊府は洪喜男に、正官と平成連等に對し備邊司の指示通りさせたところ、正官等の返答は、將軍が久しく政廳に出座しなかつたのは、下情を探試するため病と稱してゐたためである。

島原の亂が起つたのは將軍の不徳とするところであり、ただちに將を命じて、この亂を平定させたと答えた。

このことから、先に、將軍が病氣であつたとする情報は虚であり、ただ下情を試すだけであつたのであり、この事實は、島主が正官より朝鮮國に傳達させたことでは無く、朝鮮國が、倭館の館人から入手した情報をもとに、正官等に再三強問されたため、兩國相厚のためとして答えたのであつて、本來朝鮮國に言つてはいけないことである。まして朝鮮國より對馬に人を遣わされて賀禮されるようなこ

とは決してされてはいけないと正官等が答えたのであった。

それから約一箇月後の情報には、

又接五月初七日鄭良弼申稱、正官及平成連等、又言於洪喜男曰、島原之變、不可使聞於隣國、貴國今姑知而不知、他日關白問於島主曰、島原之事、朝鮮無乃知之云、則俺當即通於貴國、此時差人致賀不晚也。又言島主將以本月望間、入往江戶矣。喜男問曰、島主緣何不意作此行乎。答曰、俺等亦未知其故、但關白自江戶送人招之、故不得不往、而關白前所獻禮物、未易辦得貴國蒼鷹・黃鶯等物、願得優數買去。又曰、召長老、已還仙長老、又以本月初三日、自江戶出來、此人量狹性躁、非如前人之比、文書往復之際、不可不詳慎爲之云、自此以後、酬應之節、易致生梗、極爲可慮等情備申。

とある。五月七日の鄭良弼の報告に、正官と平成連等が洪喜男に語った島原の亂のことは清國に聞かれてはいけない事で、朝鮮國は現在既に知っているが、知らないことにしてほしい。後日、將軍から島主に、島原の亂の事を朝鮮國は知っているかとの問いがあればただちに朝鮮國に傳えたい。この時でも賀禮は遅くないとのことであった。

さらに、正官等は對馬島主が五月に江戶に參勤することを知ったので、洪喜男がその理由を問い質せば、正官等もその理由を知らず、江戶から參勤の指示があったため、行かざるを得ない。このため將軍への獻上品として、朝鮮國の蒼い鷹や黄色の鶯等の物につ

いて入手できるよう便宜を計ってほしいと答えたのであった。この件は、『備邊司謄録』仁祖十六年五月初三日の條によれば、

即、接譯官洪喜男等手本、差倭平成清、乘小船、持書契出來。問其出來之由、則答稱島主、開月望間、入往江戶、大君前所獻之物、欲爲買得。般問島主入往之由、則信使陪行出來之後、因島原之變、久未上去、今始入往云。此言若是眞的、則彼中事情、似無朝夕可虞之端矣。⁵⁾

とある。譯官洪喜男等の手本によると、對馬から平成清が來航し、書契を持って來た。その來航理由を問うと、島主宗義成が來月六月中に江戶へ參府するため、將軍に獻上する物を得たいとのことであった。さらに島主の江戶參府の理由を問うたところ、通信使に陪行して參府して以來、島原の亂があったため參府していなかった。今回、陪行の時より初めて參府すると言うものであった。つまり、島原の亂が平定したため、對馬島主が江戶參府することに決まったのである。そして、島原の亂が平定されたのであれば、何ら心配いらないと朝鮮側では見ていた。

ところでこの時の差倭平成清であるが、對馬宗家の「日日記」寛永十五年四月十九日の條に、曾彌甚右衛門が遣わされたことが知られるから、彼が平成清であったと考えられる。

ついで、仙長老が四月三日に對馬に到ったことを記している。仙長老とは天龍寺慈濟院の洞叔毒仙のことで、對馬・以酊庵の輪番僧となり、日朝の文書の監視役として對馬に來たのである。彼は「量

狹性躁」とある小人であったとされ、前人とは、景轍玄蘇及びその弟子規伯玄方等^⑧のことと思われるが、毒仙は彼等に比べられるような人物ではなかったと對馬では厳しい評價を下している。對馬にあって以酹庵輪番制は拒否できない形苦しい制度であったことが朝鮮側に伝えられていたことが知られる。

そして、最後に東萊府の報告によって、朝鮮側は今回の咨文を次のように分析している。

據此、臣等竊詳島原生變虛實、至今未得其詳、但其所云、賊魁四郎、變幻形貌云者、極涉怪誕、而薩摩守、不與賊交戰、引兵徑歸云云等語、尤涉荒唐、未曉其故、至於所謂仙長老者、未知緣何出來、島主亦何以無端入往江戸、而本國差人、再次請送、而終始拒、而不許者、亦何意也、大槩前後、差倭口傳之言、終不可據以爲信、隔海事情、有難測知、臣等疑惑之心、終未得釋、無論虛實、既有所聞、則不可不具報兵部、合無備由咨報等因、具啓據此、擬合就行爲此、順付陳奏使陪臣洪震、資持前去外、爲此合行移咨、請照驗施行、須至咨者。

右咨兵部。 年月同前(三年五月二十五日)

とあり、島原の亂の實情の詳細は不明である。天草四郎の人物像も信用できず、薩摩守が交戦せずに歸國した等のことも信憑性が薄く、その實情を解明できず、仙長老が何故對馬に來たかも不明、島主が江戸へ行く理由も明らかでなく、朝鮮より對馬に人を遣わすことを何度も拒否する理由も明らかでない。以上の情報は倭館に來ている

清に通報された「島原の亂」の動靜

日本人の口傳であるため十分に信用することが出来ない。しかも海を隔てているため實情を把握することも困難である。疑念は解消されないが、清國に報告するものであった。

この咨文は、陳奏使洪震によって、禮部への咨文一角と共に、瀋陽に齎されている。

『瀋陽狀啓』戊寅年七月初三日の條に、

陳奏使洪震、昨日入來、今朝呈咨文於衙門、則皆已奉納、今方翻譯入奏云、未知入奏之後、結末如何、而守直嚴禁、比前頗甚、內外切不相通^⑨。

とあり、陳奏使洪震が七月二日に到着し、三日の朝、各衙門に咨文が届けられ、翻譯され太宗に奏上中とある。これに對する清側の反應は以前と比べ秘密保持の體制が厳しかったため一切不明であるとされている。

五、小 結

上述のように朝鮮は釜山の倭館において日本の「島原の亂」に関する動靜を逐次収集して二度に涉って、瀋陽の清官府に通報していたのである。

李朝から清に通報された「島原の亂」の動靜は全て對馬より得られた情報であり、微細な點で歴史事實と相違することはあるものの、大様は正鵠を得たものであったと言えよう。

對馬藩がこのように「島原の亂」について比較的正確な情報を入

手し、朝鮮側に伝えることが出来たのは、同藩が對馬海峡を隔て九州より遠隔地にあったものの、島原から近い現在の佐賀縣鳥栖市の東部の田代に同藩の藩領があり、代官を駐在させていたためである。同地で得られた情報が逐次對馬に送られていた。

とりわけ李朝が、「島原の亂」平定の状況の中で關心を持っていたのは咨文中に見られるように薩摩の動靜であった。このように李朝が薩摩島津氏に強い關心を懷いていたのは、豊臣秀吉による文祿・慶長の役、朝鮮で言う壬辰の倭亂における島津軍の活躍に他ならず、例えば、壬辰倭亂の際に捕虜となった姜坑の『看羊録』に、島津氏は、強力な軍隊を有し、日本の中央におれば全國統一も成し上げた^⑩としているように、軍團として高い評價を受けていたことによるのである。その島津軍が戦わずして歸國したことへの疑念が、朝鮮政局を悩ましたのであった。その理由は上述したように、島津家久が危篤ということから生じたのであって、そのことは公にされることではなかったため、對馬が入手した風聞は様々なものであり、これが色々な憶測を生じた最大の理由である。

これは、朝鮮・日本關係は對馬宗氏を介在しておいこなわれ、朝鮮が日本の實情を現地調査できないという状況から生じたもので、中國と日本との間のように、日本が鎖國體制を取った^⑪ものの、中國大陸沿海の商人の日本への來航を許していたのとは大いに相違する點である。

朝鮮側にとって、日本の實情を調査できる唯一の機會は、通信使

として日本へ渡航する機會だけであり、それ以外では、倭館において對馬から齎らされる日本情報が、唯一の情報源であったのである。このため、倭館の日本人と交渉に當る譯官の立場が重要であった。

清側の記録では、「島原の亂」の動靜について多く記されていない^⑫ものの、英俄爾岱・龍骨大が瀋陽の質となっていた世子に詰問した^⑬ことに見られるように、少なからざる關心をいだいていたことが知られる^⑭。

入關係の清は、朝鮮國を介さなくても、直接日本の情報入手することが可能となったが、入關係においては、傘下の朝鮮から得られる日本の情報が唯一であるため、その動靜には少なからざる關心を拂っていたことは、別表からも充分知られるのである。

朝鮮側にとって、「島原の亂」が單に日本國內だけの問題か、それとも壬辰倭亂の再來かは重要であり、このため、情報収集は單に清に通報するためだけで無く、自國防衛の最善策でもあった。一部ではその準備を進めたものの、李朝官僚の中には、

我人之於倭、猶且不知其情狀、況彼國乎、前者咨文已及之、若使倭人不來、則彼人必疑我國爲城地等事、而謂我欺之也、五月内若無南虞、今年必無事、今年無事、則通於彼國可也、全然不通、則必疑慮矣^⑮。

とあるように、倭亂の再來として防備をしたものの、そうでなかった時は、清から疑惑を持たれると考えていた。

そして、假に清へ日本情報を通報しないとしても、

倭情一事、措語似歇、更爲議政事、傳教矣、本國閭巷之人言、無不入於清人之聽。^④

とあるように、いずれ、朝鮮の人々の口から清に傳わるであろうから報告しないではおれないと考えられていた。

そして、仁祖自身も、この時期の清の動靜が氣になっていたように、瀋陽の世子のもとにあり歸國した南以雄に、

上曰、彼國事情何如、其根固耶、不固耶、且有圖天下之志歟、抑無統一之氣象歟。

南以雄曰、軍兵雖甚精強、唯以掠奪爲事、且不能任用人材、似無得天下之大計矣。^⑤

と言っているように、清の今後の發展がどうなるか見極め難き時期に起つた日本の「島原の亂」であったため、この情報の處置には一層苦慮したものと考えられるのである。

註

- ① 永積洋子氏譯『平戸オランダ商館の日記』第四輯（一九七〇年九月、岩波書店）三九頁。
- ② 同書、四一頁。
- ③ 『新訂増補國史大系 徳川實紀』第三篇（一九八一年十一月、吉川弘文館）七二頁。
- ④ 「島原の亂」について多くの研究が出されているが、近年のものでは、煎本増夫氏『島原の亂』（教育社、歴史新書〈日本史〉111、一九八〇年四月）及び同氏の「島原の亂とキリシタン一揆」（講座日本近世史 2『東京大學出版會、一九八一年二月』）が研究の動向について述べられて

清に通報された「島原の亂」の動靜

いる。また林屋辰三郎氏は「島原・天草の亂について」（『小葉田教授退官記念國史論集』一九七〇年十一月）において、島原の亂と呼ばれる歴史的用語を島原・天草の亂と呼んではとされていることから、本稿ではいわゆる島原の亂として「島原の亂」とした。

- ⑤ 浦 廉一氏「明末清初の鮮滿關係上に於ける日本の地位」一・二（『史林』一九卷二、三號、一九三四年四、七月）。

- ⑥ 中村榮孝氏「外交史上の徳川政權—大君外交體制の成立とその終末—」（『日鮮關係史の研究』下、吉川弘文館、一九六九年二月）。

中村氏「清太宗の南漢山詔諭に見える日本關係の條件—十七世紀における東アジア國際秩序の變革と日本—」（『朝鮮學報』第四七輯、一九六八年五月）。

右の中村氏の二論文で十七世紀前半の東アジアの國際關係について論述されているが、「島原の亂」については少しく觸れられる程度で、『通文館志』に見える「島原の亂」に関する咨文（本稿で引用した咨文の省略されたもの）で見解を述べられるにとどまり、本稿所引の二咨文について調査されていないため、浦氏が指適された定期的な日本情報の發端とは見られなかった。

- ⑦ 『清史稿』本紀二、太宗本紀一、中華書局、一九七六年七月、第二册二二頁。
- ⑧ 『清史稿』列傳五二六、朝鮮傳（中華書局、一九七七年八月、第四八册一四五七七頁）。
- ⑨ 同書、一四五七八頁。
- ⑩ 同書、一四五八〇頁。
- ⑪ 後金・清の朝鮮進軍の經過については、次の研究に詳しい。
李光濤氏「記明季朝鮮之「丁卯虜禍」與「丙子虜禍」」（臺北・中央研究院歷史語言研究所單刊甲種之二五、一九七二年八月）。
劉家駒氏「崇徳改元與太宗伐朝鮮之役」（『沈剛伯先生八秩榮慶論文集』、臺北、一九七六年十二月）。

- 孫文良・李治亭氏『清太宗全傳』（吉林人民出版社、一九八三年四月）第三章、第四節「朝鮮結盟」一八八～二〇七頁。
- ⑫ 『太宗文皇帝實錄』卷三三、崇德二年丁丑正月戊辰（二八日）條。
- ⑬ 張存武氏『清韓宗藩貿易一六三七～一八九四』（臺北・中央研究院近代史研究所專刊三九、一九七八年六月）。
- ⑭ 田中健夫氏『中世對外關係史』第六章「鎮國成立期における朝鮮との關係」（東京大學出版會、一九七五年四月）。
- ⑮ 同書、二二七頁。
- ⑯ 『通航一覽』第三、（一九一三年十一月初版、一九六七年四月復刻、清文堂出版）四五六頁。
- ⑰ 長 正統氏「日鮮關係における記録の時代」（『東洋學報』第五十卷四號、一九六八年三月）七三～七五頁。
- 金 義煥氏「釜山倭館の職官構成とその機能について——李朝の對日政策の一理解のために——」（『朝鮮學報』第百八輯、一九八三年七月）。
- ⑱ 田代和生氏「書き替えられた國書——徳川・朝鮮外交の舞臺裏——」（中公新書694、一九八三年六月）が「柳川事件」について詳しい。
- ⑲ 泉 澄一氏「江戸時代、日朝外交の一面——對馬以酌庵輪番制度と關係史料について——」（『關西大學東西學術研究所紀要』第十輯、一九七七年九月）。
- ⑳ 『寛政重修諸家譜』（榮進舎出版部、一九一七年七月）第三輯六四七頁。
- ㉑ 田中健夫・田代和生氏校訂『朝鮮通交大紀』（名著出版、一九七八年七月）二四二頁。
- ㉒ 田中氏前掲⑭書、二四二頁。
- ㉓ 京都大學人文科學研究所所藏（圖書番號、史・VI・3・55）、同所内藤文庫目錄二、二六に朝鮮國王來書簿（二二五枚）
- 自天聰元年至崇德五年六月 明治三十八年據瀋陽崇讓閣舊檔景印とあり、内藤湖南博士が遼寧省の瀋陽の崇讓閣で見つけられたもので、その経過は内藤博士の「奉天宮殿にて見たる圖書」（『目録書譚』所收、
- 『内藤湖南全集』第十二卷、筑摩書房、一九七〇年六月三二～三三頁）に見えるように、現在同研究所で閲覽できるものは、同博士が「隨分骨折って藍寫眞に」（三三頁）とられた藍寫眞本である。同研究所所藏本は天聰元年七月分より崇德六年十二月分のものが含まれ二冊本に製本されている。
- ㉔ 『滿清入關前與高麗交涉史料』（國學文庫第六編、一九三三年十二月重印）。
- ㉕ 『朝鮮國王來書』（北平故宮博物院文獻館校印、一九三三年二月）。
- ㉖ 『同文彙考原編』卷七十八、「乙卯、報島倭來稱吳三桂擧兵咨」。
- ㉗ 『李朝實錄第三十五册 仁祖實錄第二』（學習院東洋文化研究所刊、一九六二年十二月）二六五頁。
- ㉘ 『備邊司謄錄』第一册（大韓民國國史編纂委員會、一九五九年四月）三三二頁。
- ㉙ 同書、三三三頁。
- ㉚ 『李朝實錄』第三五册、二六二頁。
- ㉛ 同書、二五七頁、仁祖十六年正月壬午（十八日）の條「遣謝恩使申景禎・李行遠等、如瀋陽」とある。
- ㉜ 『備邊司謄錄』第一册、三三三頁。
- ㉝ 同書、三三三頁。
- ㉞ 『李朝實錄』第三五册、二六六頁。
- ㉟ 同書、二六六～二六七頁。
- ㊱ 『瀋陽日記』（『滿蒙叢書』第九卷、滿蒙叢書刊行會、一九二二年一月）一〇一頁。
- ㊲ 『通航一覽』第三、四六〇頁。
- ㊳ 泉 澄一氏編『宗氏實錄』（清文堂出版、一九八二年二月）二〇頁。
- ㊴ 『李朝實錄』第三五册、三〇六頁。
- 『承政院日記』刊本四册、二七六～二七八頁、崇禎十二年（仁祖十七）三月二十一日の條の仁祖と柳林の間答の中に詳細な記事が見られる。

- ④2 『李朝實錄』第三五、三〇四頁。
- ④3 前掲『徳川實紀』第三編、七七頁、寛永十四年十一月二七日條。
- ④4 『史料綜覽』卷十七、江戸時代之四(東京大學史料編纂所、一九六三年三月)一七三頁。
- ④5 『徳川實紀』第三編、十一月九日條。
- ④6 『史料綜覽』卷十七、一七三頁。
- ④7 同書、一八五頁。
- ④8 同書、一八九頁。
- ④9 『徳川實紀』第三編、七七頁。
- ⑤0 同書、七八頁。
- ⑤1 『寛政重修諸家譜』第三輯二〇八頁。
- ⑤2 同書、第一輯、六二〇〜六三三頁。
- ⑤3 『徳川實紀』第三編、七六頁。
- ⑤4 『寛政重修諸家譜』第三輯、二〇九頁。
- ⑤5 『徳川實紀』第三編、七二、七四、八四頁。
- ⑤6 『寛政重修諸家譜』第一輯、四六二頁。卷八二、板倉重昌の項。
- ⑤7 『徳川實紀』第三編、八四頁。
- ⑤8 『史料綜覽』卷十七、二〇七頁。
- ⑤9 『寛政重修諸家譜』第一輯、六五六頁。
- ⑥0 同書、六五一〜六五六頁。
- ⑥1 同書、六五六頁。
- ⑥2 『徳川實紀』第三編、七一、七八頁。
- ⑥3 『鹿兒島縣史料 舊記雜錄後編5』(鹿兒島縣、一九八五年二月)七二七頁、一一七五文書、「家久公御譜中」による。
- ⑥4 『寛政重修諸家譜』第一輯、六五六〜六五七頁。
- ⑥5 『史料綜覽』卷十七、二二七頁、二月二六、二七日條参照。
- ⑥6 『李朝實錄』第三五册、三五册、二五二頁。
- ⑥7 同書、二五七頁。
- ⑥7 『備邊司謄錄』第一册、三一八頁。
- ⑥8 『邊例集要』(韓國史料叢書第十六、一九六九年十二月)卷十二、求賢の項参照、下冊二〇六、二〇七頁。
- ⑥9 『八旗通志』初集卷一五四、『國朝耆獻類徵初編』卷四十一、同書に、「崇徳」二年正月、上(太宗)親征朝鮮、克國都、圍李侁於南漢山城、命英俄爾岱與馬福塔、齎勅諭之、倅感激、稱臣以奏書至、遂出降、英俄爾岱、復承旨、送係還國都とある。
- ⑦0 中村氏前掲⑥『朝鮮學報』第四七輯、四一頁参照。
- ⑦1 『瀋陽狀啓』(奎章閣叢書第一、京城帝國大學法文學部、一九三五年十月)七六頁。
- ⑦2 同書、七五頁、五月十八日條。『瀋陽日記』一〇七頁、五月十七日條。『朝鮮國王來書簿』には、四月分の「島原の亂」に關する咨文に次いで、五月分
二十四日 朝鮮國王差陪臣 送菓一單禮部戴度送來 黃栗一石 栢子一石 胡桃一石 大棗一石 銀杏一石 生梨三百箇 胡椒五斗 乾薑五斗 全鰾十貼 昆布二十同。
とあるのみで、咨文等は全く記載されていない。
- ⑦3 『承政院日記』刊本四册、七八頁。
- ⑦4 『國朝耆獻類徵初編』卷四十二、「馬福塔」に前掲⑥引用記事と同内容が見える。
- ⑦5 『瀋陽日記』、一一四頁。
- ⑦6 『徳川實紀』第三編、七二〜七三頁。
- ⑦7 同書、七四頁。
- ⑦8 岡田章雄氏『天草時貞』(吉川弘文館、人物叢書51、一九六〇年九月)二七七〜二八四頁。
- ⑦9 海老澤澤有道氏『天草四郎』(人物往來社、日本の武將73、一九七七年十二月)所引の田丸具房の『天草征伐記』には「大將四郎太夫が首、天

草甚兵衛が首は知れざりけり」(二六頁)と記している。

またオランダ商館長ニコラス・クレーケバッケルの日記でも、

彼等の隊長は、十七、八歳の無名の人、その首は見つからなかった。

とある(永積氏譯『平戸オランダ商館の日記』第四輯、八一頁、一六三八年五月二日(寛永十五年三月十九日)の條)。

⑧④ 『邊例集要』下冊、四八二頁。

⑧⑤ 『徳川實紀』第三編、四九頁、正月二十四～二六日條。同書、五四頁、五月朔日より十一日條。

⑧⑥ 同書、五八頁、七月十四日條。

⑧⑦ 同書、七八頁、『史料綜覽』卷十七、一六一頁。

⑧⑧ 松平輝綱の「島原の亂」の平定への從軍日誌である「嶋原天草日記」に、

所籠城中之窄人行年五六十之者四十人、主或爲計策、或計敵之虛實、或進退諸卒、其窄人皆不知何許人。

とあり(『續々群書類從』第四、續群書類從完成會、一九八五年二月第四刷、四四二頁)。また前掲所引のオランダ商館長の日記(註②)にも浪人の参加を記している。

林屋氏前掲論文では原城の籠城者のみならず、包圍の諸家の軍勢にも多くの窄人の参加を指摘されている(六九九～七〇一頁)。

⑧⑨ 『備邊司謄録』第一冊、三四六頁。

⑧⑩ 泉氏前掲「江戸時代、日朝外交の側面」の「對馬・以酹庵輪番對照表」(四四頁付表)による。同表によれば、洞叔毒仙は寛永十五年四月より同十六年四月まで在任し(三代目)、さらに同十八年四月より同十九年三月まで在任し(六代目)、二度輪番僧となったのである。彼が最初に對馬に着任したのは寛永十四年四月であるから、咨文中に「本月三日」とあるのは四月三日のことであろう。

⑧⑪ 同書、二四頁、田代氏前掲書参照。なお景轍玄蘇については、長正統氏の「景轍玄蘇について―外交僧の出自と法系―」(『朝鮮學報』第

二十九輯、一九六三年十月)参照。

⑧⑫ 『瀋陽狀啓』八六頁。

⑧⑬ 『朝鮮國王來書簿』第一咨文では「島原之賊三十餘萬」とし、幕府軍は「八十餘萬」とあるが、煎本氏の「島原の亂」によれば原城籠城者が三萬から三萬七千と推定され(一一三頁)、幕府軍はおよそ十二萬とされている(二三二頁)点から見て大差あり、風聞に尾ひれがついたものと思像される。

第二咨文では「斬首三萬七千餘級」とある點は、ニコラス・クレーケバッケルの日記では、

城中には老若三萬五千人がいたが、この中一萬七千人の首をはね、その他は大體燒死し。

と記している(永積氏譯前掲書、八一頁、一六三八年五月二日(寛永十五年三月十九日)條)ことや、松平輝綱の「嶋原天草日記」(寛永十五年三月二日條)に、

懸賊徒之頸於獄門、籠城之人數、男女凡三萬七千人。

とある(前掲『續々群書類從』第四、四四五頁)こと等からほぼ實情に近いと見られるのではあるまいか。

このように第一と第二咨文では實情の數字に大差ある。

⑧⑭ 鳥栖市役所編『鳥栖市史』(國書刊行會、一九八二年五月)VI「田代領の政治と經濟(前期)」のうち二一九～二四七頁参照。

⑧⑮ 朴鐘鳴氏譯「看羊録―朝鮮儒者の日本抑留記―」(平凡社、東洋文庫40、一九八四年十二月)一四五～一四六頁。

⑧⑯ 中國側の日本事情の収集例として、明・萬曆期については、拙稿「明代海商と秀吉「入寇大明」の情報」(『末永先生米壽記念獻呈論文集』、一九八五年六月)があり、清代では康熙時代について、拙稿「杭州織造烏林達莫爾森の長崎來航とその職名について―康熙時代の日清交渉の側面―」(『東方學』第五五輯、一九七八年一月)がある。逆に中國商人によって、日本に伝えられ、中國資料には見られない情報もある(拙稿

「康熙年間武昌昌兵變在日本的傳聞」(『日本研究』一九八五年第三期(九月)、中國沈陽) 五三～五五頁)。

⑧ 現在『舊滿洲檔譯註』(臺北・國立故宮博物院印行)が「清太宗朝(一八九八〇年五月刊)は天聰五年(一六三一年)十月までの分しか出版されていなかったため將來同譯によって詳しい事實が判明するかもしれない。

⑨ この他、『瀋陽狀啓』丁丑年(仁祖十五、崇徳二、寛永十四、一六三七)九月初六日條に、

龍・馬又言、日本使出來乎、我國欲爲通信之意。
とある(前掲書、四一頁)こともその一端と言えるであろう。

⑩ 『承政院日記』刊本四冊、六六頁、崇禎十一年(仁祖十六)五月十一日條、左議政の崔鳴吉の言。

⑪ 同書、七八頁、崇禎十一年五月十九日條、左副承旨金審の言。

⑫ 同書、七七～七八頁、崇禎十一年五月十八日の條。

〔附記〕

本稿作成に當り、泉澄一教授より『本邦朝鮮往復書』、『日記』等の貴重な資料について御教示を得たことを末筆ながら謝意を表する次第である。